

保護者様

多治見市長 高木 貴行

令和7年度の利用者負担金の決定について(4～8月)

保育所に入所された園児の4月以降の利用者負担金を、下記の利用者負担金月額表にもとづき別紙の保育料決定通知書のとおり決定しました。

令和元年10月からの国の無償化に伴い、市民税非課税世帯及び3歳以上児クラスの保育料は0円です。

3歳未満児クラスは世帯の市民税額によって保育料が決定されますが、令和7年4月から、世帯で第2子以降の園児の保育料も0円です。

また、保育料(公立保育園延長保育料含む)は、4～8月分は令和6年度の市民税額(定額減税後)、9～3月分は令和7年度の市民税額で決定します。

◎利用者負担金月額表

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	16,100	4,700	0	2,400	19,500	1,300	0	500
所得割課税 57,700円未満	5A	22,900	4,700	0	2,400	26,000	1,600	0	800
所得割課税 77,101円未満	5B								
所得割課税 97,000円未満	5C								
所得割課税 133,000円未満	6	38,700	4,700	0	2,400	43,400	1,900	0	900
所得割課税 169,000円未満	7	40,000	5,000	0	2,600	44,000	2,200	0	1,000
所得割課税 301,000円未満	8	53,100	5,700	0	2,800	57,200	2,500	0	1,100
所得割課税 397,000円未満	9	54,300	6,200	0	3,100	58,400	2,800	0	1,200
所得割課税 397,000円以上	10	55,000	6,700	0	3,300	59,600	3,100	0	1,300

◎同一世帯から2人以上の児童が保育所等(幼稚園を含む)に入所されている場合、2人目からは無料となります(延長保育料には適用しません)。3人目以降が3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

※1 階層2については、入所している全ての児童が無料となりますが、延長保育料には適用しません。

※2 階層1～5Aについて、3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

※3 階層5B～5Cについて、18歳未満(18歳になって最初に迎える3月31日まで)の兄弟がいて入所している児童が第3子以降で3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

◎ 児童の属する世帯が階層2～階層5Bと認定された世帯であっても、母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の保育料は次のとおりとします。あわせて、3歳以上児クラスの場合は、副食費が免除されます。

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	2,800	3,200	0	1,500	4,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 57,700円未満	5A								
所得割課税 77,101円未満	5B								

※1 階層3～5Bについては兄弟の年齢にかかわらず、入所している児童が2人目からは通常保育料が無料となります(延長保育料には適用しません)。

- ・私立園及び池田保育園・旭ヶ丘保育園の延長保育の料金等は、直接園へお尋ねください。
- ・今後、修正申告などにより階層区分の基礎となる市民税額に変更が生じる場合は、保育料も変更となることがありますので、申し出てください。
- ・階層区分に疑問のある方は、多治見市保育幼稚園課までお問い合わせください。